

令和6年度いばらきヘルスロード候補地募集要項

1 目的

県は、県民の運動習慣の定着を目指し、第4次健康いばらき21プランに基づき、身近なところで気軽に歩いて、新たな発見と健康増進にチャレンジできる「ヘルスロード」の普及を図るため、市町村及び県民から、ヘルスロード候補地（以下「候補地」という。）を広く募集する。

2 候補地の推薦者

- (1) 市町村
- (2) 県民

3 候補地の推薦方法

(1) 県民推薦

県民は、ウォーキングによる健康づくりに利活用できる道であり、かつ、別紙「いばらきヘルスロード指定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の要件を満たす道を、候補地として推薦することができる。

(推薦書類)

- ①「いばらきヘルスロード候補地推薦書」（様式2）
- ②「いばらきヘルスロード候補地現況表」（様式3）
- ③添付書類：地図及び写真

(提出先)

候補地が所在する市町村（窓口：保健センター又は健康づくり担当課）

※市町村は、県民からの推薦書類を管轄保健所に経由する。

(提出期限)

令和6年7月12日（金）

(2) 市町村推薦

市町村は、ウォーキングによる健康づくりに利活用できる道で、かつ、別紙「ガイドライン」の要件を満たす道を、候補地として推薦することができる。

なお、市町村は、県等が既に冊子その他で紹介している次のコースについても、推薦することができます。

ア 健康ウォークマップ(千波湖・偕楽園一周コース等100コース)

イ 関東ふれあいの道

（本県分=水の恵みと水田地帯のみち等18コース）

ウ 自然探勝路(高浜等57コース)

エ いばらき森林浴の道100選(五浦等)

オ 歴史の道100選

カ 城北ウォークマップ

キ 茨城の県営都市公園コース

ク 県民から推薦のあったコース

ケ 市町村独自で指定するウォーキングコース

(推薦書類)

- ① 「いばらきヘルスロード候補地推薦書」 (様式 1)
- ② 「いばらきヘルスロード候補地現況表」 (様式 3)
- ③ 「いばらきヘルスロード指定ガイドラインに基づく推薦コース確認表」 (様式 4)
- ④添付書類：地図及び写真

(提出先)

管轄保健所

(提出期限)

令和 6 年 8 月 5 日 (月)

4 重点的に募集するコース

- (1) 指定済のヘルスロード同士をつなぐコース
- (2) 駅や市街地に隣接したアクセスのよいコース
- (3) 風光明媚なコースや名所・旧跡を巡るコース
- (4) コース表示の充実したコース

5 いばらきヘルスロードの指定手続き

- (1) 県は、必要に応じて、現地調査や道路管理者等の関係機関に対する意見聴取を行い、「ガイドライン」の要件に関する適合状況を確認する。また、県民からの推薦による候補地については、市町村に対し意見を聴取する。
- (2) 県は、運動習慣定着促進検討部会に対し、(1)の調査結果等を報告する。
- (3) 運動習慣定着促進検討部会は、(2)に基づき、候補地の指定の適否、指定に際して必要な改善事項等について審査・協議する。
- (4) 県は、運動習慣定着促進検討部会の審査結果に基づき、推薦市町村（経由を含む）に対し、審査結果について「いばらきヘルスロード指定通知書」(様式 5) 又は「いばらきヘルスロード選外通知書」(様式 6) により通知する。
- (5) 県民から推薦された候補地がヘルスロードに指定された場合、通常のコース名称に加え、推薦者の居住する市町村名及び氏名を括弧書きで付記することができる。(例：No. □□○○○○コース (○○市 ○○○○氏推薦))

6 指定後の取り組み

(1) 市町村

- ① 市町村は、ヘルスロードが、「ガイドライン」の「備えることが望まれる要件」を満たすよう、利用しやすい環境の整備等に努める。
＜取組例＞
 - ア 利用者に対する、マナー向上・環境保護（ゴミの持ち帰りや公共物の破損防止）を呼びかける看板・案内板等の設置
 - イ ヘルスロードの出発点や歩行距離がわかる目印等の設置
 - ウ 愛称募集による、コースの認知度アップ
 - エ 地域住民の参加による花壇等の環境整備
- ② 利用促進の一環として、ヘルスロードを活用したウォーキング大会等の開催に努める。

(2) 県

- ① 「いばらきヘルスロード」の周知・普及啓発を図る。
- ② インターネット等により、ヘルスロードのコース情報等を提供する。